

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

(A-3型 モバイルPOSレジシステム)

指定サービスベンダー、対象サービス、対象パッケージ、対象製品、

代理申請協力店の登録について

公募要領

軽減税率対策補助金事務局

2018年5月17日

## 1. 趣旨

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業（以下、「本事業」という）では、中小企業・小規模事業者等の複数税率対応モバイルPOSレジシステムの導入を支援するにあたり、モバイルPOSレジシステムが複数税率対応レジとしての基準を満たしている（＝補助対象である）ことを確認し、中小企業・小規模事業者等が安心して購入することができるよう、「サービスベンダー」及び「補助対象製品等」、「補助対象製品等を販売し代理申請を行う代理申請協力店」を事前に軽減税率対策補助金事務局（以下、「事務局」という）に登録していただくこととしております。このため、本事業の補助対象製品等を取り扱うサービスベンダー、対象サービス、対象パッケージ、対象製品、代理申請協力店の登録を受付けます。

## 2. サービスベンダー及び対象サービス、対象パッケージ、対象製品について

### (1) 登録するサービスベンダーの役割

登録を希望されるサービスベンダーについては、以下の点について、留意の上、サービスベンダー、及び対象サービス、対象パッケージ、対象製品型番の登録申請を行っていただきます。

- ・ 中小企業者の補助金申請に係る事務負担軽減に努めること
- ・ 軽減税率制度に必要な対応を促すこと
- ・ お客様のサポート体制を構築すること
- ・ 対象サービス及び対象パッケージ証明書の発行を行うこと

### (2) 登録が必要となる対象サービス、対象パッケージ、対象製品

複数税率対応の継続的なレジ機能サービスを、タブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして導入する場合において、以下 i)、ii) の機能を有する複数税率対応のサービス及び製品が補助金交付の対象となります。

- i) 売上げの区分経理に資する機能を持つもの
- ii) 区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能を持つもの

ただし、複数税率対応のモバイルPOSレジシステムの機能以外のシステム（サービス）は補助金交付対象外となります。

(参考)

モバイルPOSレジシステムの機能の例	モバイルPOSレジシステムの機能以外の例
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 売上登録機能</li><li>・ 釣銭計算機能</li><li>・ 決済機能</li><li>・ 売上分析機能</li><li>・ 売上ジャーナル機能</li><li>・ 商品情報登録機能</li><li>・ 顧客情報管理機能</li><li>・ 在庫管理機能</li><li>・ 発注・仕入管理機能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予約管理機能</li><li>・ ECサイト連携機能</li><li>・ オーダー管理機能</li><li>・ 商品取置管理機能</li><li>・ 売掛買掛管理機能</li><li>・ 入退室管理機能</li><li>・ 勤怠管理機能</li><li>・ 給与管理機能</li></ul>

付属機器：レシートプリンタ、キャッシュドローア、バーコードリーダー、クレジットカード決済端末(注)、電子マネーリーダー、カスタマーディスプレイ、ルーター

(注) クレジットカード決済端末については、偽造カードの不正使用を防止する観点から、対象パッケージ(※1)についてはIC対応のもの(※2)とします。

※1 『対象サービス+タブレット等の汎用端末+レシートプリンタを含む付属機器をセットにしたもの』

※2 IC対応端末とは、カードを端末に挿入し、カードのICチップ(集積回路)に記録された情報を読み取る方式の端末です。通常は4ケタの暗証番号の入力を求められます。

磁気対応端末(カードをスライドさせて磁気情報を読み取るもの)に比べ、高い安全性が確保されます。

- ① 対象サービス：複数税率に対応したレジ機能を有するサービスを継続的に提供するもの
- ② 対象パッケージ：上記①+タブレット等汎用端末+レシートプリンタを含む付属機器をセットにしたもの
- ③ 対象製品：対象サービスに対し、サービスベンダーとして動作保証の出来るタブレット、PC、スマートフォン、及び上記の付属機器

### (3) 登録申請の方法

- ① 事務局ホームページより、「指定サービスベンダー登録申請書」、「対象機器登録リスト」、「対象サービス及び対象パッケージ登録リスト」、「対象サービス及び対象パッケージ証明書サンプル」をダウンロード。
- ② 登録マニュアルを参考に、必要事項を記入の上、提出書類一式を揃え、事務局に書類を送付。  
 なお、提出書類のうち、「指定サービスベンダー登録申請書」、「対象機器登録リスト」、「対象サービス及び対象パッケージ登録リスト」については別途、事務局受付メールアドレスに送付。  
 ※提出された資料を基に審査します。審査の過程で追加資料を求めること、ヒアリングを実施することがあります。
- ③ 事務局で審査の後、登録が完了した旨を、サービスベンダーへメールにて連絡。
- ④ 事務局ホームページ等で補助金の対象となる対象製品、対象サービス及び対象パッケージ型番の公表。  
 ※審査終了後、ご提出いただいたサービスベンダーごとに事務局ホームページ等で公表します。

### (4) 提出書類

対象サービス及び対象パッケージの登録を希望されるサービスベンダーは、初回対象サービス及び対象パッケージ登録時に、以下の資料を提出して下さい。

	書類名	様式番号	入手方法	ファイル形式	備考
1	指定サービスベンダー登録申請書	様式E1	ダウンロード	Excel	押印の欄あり
2	会社案内	自社作成	出力	任意	パンフレット等
3	(法人の場合) 法人の登記事項証明書の写し	—	—	—	
4	対象機器登録リスト(動作保証が確認できるもの)	様式E3	ダウンロード	Excel	
5	対象サービス及び対象パッケージ登録リスト	様式E2	ダウンロード	Excel	※E2-1(対象サービス) E2-2(対象パッケージ) E2-別紙(計算シート)
6	公表料金表(システム、サービス、タブレット等、付属機器)	—	自社作成	任意	サイトアップをしているもの。あるいは予定しているもの。初期費用、月額費用がわかるもの。
7	サービス・製品カタログまたはWEBカタログの出力(複数税率対応であることがわかるもの)	—	自社作成	任意	当該サービス・製品の内容や仕様がわかるもの。
8	実機から出力された提供サービスのレシートサンプル	—	自社作成	出力	区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能でのレシート出力見本
9	精算レポートサンプル	—	自社作成	出力	税率ごとに日次ベース等で売上高の合計が計算された出力見本
10	対象サービス及び対象パッケージ証明書各社フォーマット	—	自社作成	出力	

対象サービス及び対象パッケージの販売先、販売予定数量、販売方法等について、資料(様式任意)の提出を求め、説明を求めることがあります。なお、今後、対象サービス及び対象パッケージの追加登録を行う場合には、「上記表の4~9」のみ提出をお願い致します。

(5) 提出先

上記提出書類については、以下のあて先に送り下さい。

【提出先】

〒104-8689

晴海郵便局 京橋分室留

軽減税率対策補助金事務局      モバイル POS レジシステム 宛

送付に際しては、追跡可能な配送方法をお勧めいたします。

「指定サービスベンダー登録申請書」、「対象機器登録リスト」、「対象サービス及び対象パッケージ登録リスト」はメールでの送付と出力の両方の送付をお願いします。

事務局受付メールアドレス： mobile@kzt-hojo.jp

※メールの件名は「軽減税率対策補助金対象サービス登録/〇〇株式会社」として下さい。

(6) 対象サービス及び対象パッケージを登録するサービスベンダーに求められる対応

対象サービス及び対象パッケージを登録し、提供するサービスベンダーには、以下の対応が求められます。

① 所定様式の「対象サービス及び対象パッケージ証明書」の発行と管理

- ・軽減税率対象サービス及び対象パッケージとして自社が提供するサービスに対して、発行をお願いいたします。
- ・対象サービス及び対象パッケージ、対象製品が本事業の目的以外で使用されている、又はそのおそれがある場合、「対象サービス及び対象パッケージ証明書」を発行しないようお願いいたします。

② 求められる対象サービス及び対象パッケージ証明書の管理

- ・軽減税率対策補助金対象外のサービスには「対象サービス及び対象パッケージ証明書」の発行はしないこと。
- ・同一の製品にサービス型番・パッケージ型番・シリアル番号が異なる複数の「対象サービス及び対象パッケージ証明書」の発行はしないこと。
- ・対象サービス及び対象パッケージ型番は、個々のサービスを識別するために付与する番号であり、重複することのないユニークな番号とすること（同一の型番は自社内にも自社外にも一つだけをお願いします。）。
- ・申請者より「対象サービス及び対象パッケージ証明書」の再発行依頼があった場合は、ご対応をお願いいたします。

※再発行するときは、発行先の情報を管理すると同時に、架空申請や同一機器の2重申請などの不正な申請が生じないよう対応すること。

③ 自社が出荷する対象サービス及び対象パッケージにより、自ら補助金の申請を行わないこと

- ・本事業の対象となるサービスベンダー等は、自社の対象サービス及び対象パッケージで自ら補助申請を行うことはできません。

④ 各社におけるカタログ・ホームページ・チラシ等での広報

- ・本事業の対象サービス及び対象パッケージとして登録されたサービスについて、各社のホームページ・チラシ・広告等での対象サービス及び対象パッケージの広報は任意とします。

ただし、登録されたことをもって、以下にあげるように誤解をあたえる表現を用いることは認められません。

「OK 例」                      “軽減税率対策補助金 対象製品”

「NG 例」                      “中小企業庁 認定製品”      “中小企業庁 推奨製品”

⑤ 代理申請協力店、販売店（販売代理店等を含む）に対する周知及び説明

- ・ 2018年3月1日以降、代理申請は事務局に登録された代理申請協力店に限ります。よって、代理申請協力店以外の者の代理申請ができないことを周知してください。
- ・ 2018年3月1日以降、A-4型は、代理申請又は共同申請が必須となります。よって、A-4型は、申請者のみでの補助金申請はできないことを周知してください。
- ・ 代理申請者は、申請書類の作成、提出から補助金の交付が決定するまでの間、申請者と同等の義務及び責任を負うことを説明してください。
- ・ 代理申請者は、補助金の交付が決定した後は、事務局が行う調査に協力するなど補助金の適正な運営に協力していただくことを説明してください。
- ・ 代理申請者が、交付要件を満たすために、軽減税率対象商品を販売する事業を行うよう持ちかけるなどの行為は行わないよう周知してください。

(7) 指定サービスベンダーの指定取り消し

事務局は、指定サービスベンダーが以下の事項に該当すると判断した場合、指定サービスベンダーとしての指定を取り消し併せて社名の公表をすることができます。

- ① 本公募要領で規定する指定サービスベンダーに求められる役割・対応を欠く、又はそのおそれがあると認められる場合
- ② 公募要領等の各種規定に違反する、又はそのおそれがあると認められる場合
- ③ その他事業の遂行に不適当な行為があると認められる場合

(事業の遂行に不適当な行為の例)

- ・ 中小企業者に対し、補助金の対象製品（レジ・POS レジ等）を購入させる目的で軽減税率対象商品を販売する事業を行うよう持ちかけ、補助金の対象製品を販売すること。
- ・ 補助金制度の理解等をしていない中小企業者に対し、説明等を行わず、補助金の申請をさせること。
- ・ 対象製品（レジ・POS レジ等）の導入の支払いを完了する前に、補助金の申請をさせること。
- ・ レジ・POS レジとして使用していない機器（対象製品を含む）の補助金を申請させること。
- ・ 補助対象機器を補助金の目的に沿わない用途で使用させること。
- ・ 対象製品が本事業の目的以外で使用されている、又はそのおそれがあることを知りながら、「対象サービス証明書」、「対象パッケージ証明書」を発行すること。

(8) 指定サービスベンダーの指定登録の取り下げ

指定サービスベンダーは、事務局に指定登録取り下げの届出を行うことにより、指定登録を取り下げることが可能です。

(9) 登録申請期限

登録申請期限：2019年6月28日《消印有効》

なお、受付から登録まで1ヶ月程度時間を要しますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

### 3. 代理申請協力店について 【本内容は、A型共通です。】

#### 注意事項

- ・2018年3月1日以降、代理申請は事務局に登録された代理申請協力店に限ります。よって、代理申請協力店以外の者の代理申請ができません。
- ・2018年3月1日以降、A-4型は、代理申請又は共同申請が必須となります。よって、A-4型は、申請者のみでの補助金申請はできません。

#### (1) 登録する代理申請協力店の役割

登録を希望される販売店については、以下の点について、留意の上、代理申請協力店の登録申請を行っていただきます。

- ・中小企業者の補助金申請に係る事務負担軽減に努めること
- ・軽減税率制度に必要な対応を促すこと
- ・お客様のサポート体制を構築すること
- ・登録した代理申請協力店は、自社で販売した製品の補助金申請について、「代理申請者」となり、申請者（中小企業・小規模事業者）のサポートを行うこと

なお、レジ、モバイルPOSレジシステムおよびPOSレジシステム等を導入・改修する中小企業・小規模事業者に代わり、申請書の記入など申請書類の作成や提出書類の準備、不備の解消に関する窓口などを行うことにご理解の上、登録してください。

※補助金申請において、代理申請を行うことができるのは、事務局に登録された代理申請協力店に限ります。

#### (2) 登録の方法

① 事務局ホームページより、「代理申請協力店登録申請書」をダウンロード。

② 必要事項を記入の上、提出書類一式を揃え、事務局受付メールアドレスに送付。

※事業者単位（法人、屋号単位）でご申請下さい。

※代理申請協力店登録を行う場合は、「販売店名」、「販売店住所」、「販売店連絡先」、「担当者名」、「担当者メールアドレス」、「取扱製品」等をご記入下さい。

※提出された資料を基に審査します。審査の過程で追加資料を求めること、ヒアリングを実施することがあります。

③ 事務局で審査の後、登録が完了した旨を、販売店へ連絡。

④ 登録された販売店については、事務局ホームページ等で、「代理申請協力店」として公表。

※「取扱製品名（レジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステム等）」、「販売店名」、「販売店住所」、「販売店連絡先」の項目を公表します。

※登録後、店舗の統廃合や運用上の協力体制が整わなくなった場合など、代理申請協力店の実施が困難になった場合、事務局にご相談ください。

### (3) 提出書類

代理申請協力店に登録を希望される販売店は、初回の代理申請協力店登録時に、以下の書類を提出して下さい。

	書類名	様式番号	入手方法	備考
1	代理申請協力店登録申請書	様式1	ダウンロード (Excel)	初回のみ提出
2	(法人の場合) 登記事項証明書の写し	—	—	初回のみ提出
3	(個人事業主の場合) 開業届の写し	—	—	初回のみ提出
4	販売店リスト	様式2	ダウンロード (Excel)	初回及び追加登録時に提出

対象サービス及び対象パッケージの販売先、販売予定数量、販売方法等について、資料（様式任意）の提出を求め、説明を求めることがあります。

なお、今後、販売店の追加登録を行う場合には、「上記表の4」のみ提出をお願い致します。

### (4) 提出先

上記提出書類については、事務局受付メールアドレスに送付をお願いします。

事務局受付メールアドレス： dairi@kzt-hojo.jp

※メールの件名は「軽減税率対策補助金代理申請協力店登録/〇〇〇〇株式会社」として下さい。

### (5) 代理申請協力店に登録する販売店に求められる対応

代理申請協力店に登録する販売店には、以下の対応が求められます。

#### ① 本事業の周知、普及協力

- ・既存顧客を含め、軽減税率制度に必要な対応を行うことをはじめ、チラシの配布、申請の案内によって、本事業の活用を促して下さい。

#### ② 販売した製品の補助金申請サポート

- ・販売した製品に係る申請書の記入、申請書類の準備（特に対象サービス及び対象パッケージ証明書の取得）および申請書類の送付等のサポートを行って下さい。

※交付申請書の「申請者名」を記入する欄の記名、押印、チェックは、必ず申請者本人に行ってもらって下さい。

※2018年3月1日以降、代理申請は事務局に登録された代理申請協力店に限ります。よって、代理申請協力店以外の者の代理申請ができないことを周知してください。

※2018年3月1日以降、A-4型は、代理申請又は共同申請が必須となります。よって、A-4型は、申請者のみでの補助金申請はできないことを周知してください。

※代理申請協力店が、交付要件を満たすために、軽減税率対象商品を販売する事業を行うよう持ちかけるなどの行為は行わないで下さい。

※代理申請協力を行うにあたり、申請手続きの費用を申請者から徴収しないようお願いいたします。

#### ③ 事務局からの不備に対する窓口および不備解消の対応等

- ・代理申請協力を行う場合、原則、事務局からの申請不備の連絡は、代理申請協力店に行います。申請者とご相談の上、不備の解消を行って下さい。また、補助金の交付が決定した後は、事務局が行う調査に協力するなど補助金の適正な運営に協力していただきます。

④ 各社におけるカタログ・ホームページ・チラシ等での広報

・本事業の代理申請協力店として登録された販売店について、各社のホームページ・チラシ・広告等での広報は任意とします。ただし、登録されたことをもって、以下の「NG例」にあげるような誤解をあたえる表現を用いることは認められません。

「OK例」 “軽減税率対策補助金 代理申請協力店”

「NG例」 “中小企業庁 認定店” “中小企業庁 推奨店”

(6) 代理申請協力店の登録取り消し

事務局は、代理申請協力店が以下の事項に該当すると判断した場合、代理申請協力店としての登録を取り消し併せて社名の公表をすることができます。

- ① 本公募要領で規定する代理申請協力店に求められる役割・対応を欠く、又はそのおそれがあると認められる場合
- ② 公募要領等の各種規定に違反する、又はそのおそれがあると認められる場合
- ③ その他事業の遂行に不適当な行為があると認められる場合

(事業の遂行に不適当な行為の例)

- ・中小企業者に対し、補助金の対象製品（レジ・POS レジ等）を購入させる目的で軽減税率対象商品を販売する事業を行うよう持ちかけ、補助金の対象製品を販売すること。
- ・対象製品（レジ・POS レジ等）の導入の支払いを完了する前に、補助金の申請をさせること。
- ・レジ・POS レジとして使用していない機器（対象製品を含む）の補助金を申請させること。
- ・補助対象機器を補助金の目的に沿わない用途で使用させること。

(7) 代理申請協力店の登録の取り下げ

代理申請協力店は、事務局に登録取り下げの届出を行うことにより、登録を取り下げることが可能です。

(8) 登録申請期限

登録申請期限：2019年6月28日

なお、受付から登録まで1ヶ月程度時間を要しますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

※代理申請協力店の登録受付は、2018年2月1日からとなります。

《お問い合わせ先》

軽減税率対策補助金事務局コールセンター

(受付時間：平日9時～17時/通話料有料)

0570(053)555 (IP電話等からの番号 03(6627)1316)

※詳細については「指定サービスベンダー・対象サービス登録マニュアル」をご確認下さい。